

令和元年 6月24日

各部長の長
事務局各部長の長 殿

理事（環境安全担当）
環境安全衛生推進本部長
上月 正博

健康増進法の一部改正に伴う本学の受動喫煙対策について（通知）

本学は、非喫煙者への受動喫煙の防止対策として、20歳未満の学生を含め多くの方が来学される公共性の高い場であることを踏まえ、下記1から3のとおり「キャンパス内を原則として禁煙とする」ことを骨子とする、「名古屋大学における禁煙実施に関する当面の指針等について」を定め、平成23年4月1日から実施しているところです。

今般、望まない受動喫煙の防止を目的とする「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）が公布され、学校を含む第一種施設の施行期日が令和元年7月1日であることを踏まえ、受動喫煙対策を一層推進するよう文部科学省から周知がありました。

これを受け、本学の指針等の一部改正を行うとともに、指定喫煙場所の総点検を実施するなど、受動喫煙対策を強化しました。

つきましては、本学の受動喫煙対策について、改めて貴部局の教職員、学生等の関係者に周知をお願いするとともに、適切にご対応いただけますようご協力をお願いします。

記

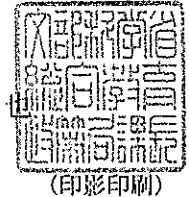
1. キャンパス内は、禁煙（屋外指定喫煙場所を除く）とします。
※鶴舞キャンパス及び大幸キャンパスは、全面禁煙
※個人の居室等及び自動車内も対象
2. 屋外喫煙場所は、許可を受けた場所のみを指定します。
3. 喫煙者には、禁煙外来の紹介など禁煙の支援を行います。

この指針等により喫煙対策を段階的に進め、できるだけ早い時期の全面禁煙へ移行することを目指しています。

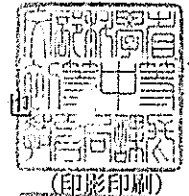


各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公立大学法人担当課長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長
文部科学大臣所轄各学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長
久保田 達



文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三谷 卓



文部科学省高等教育局高等教育企画課長
蝦名 喜



「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（通知）

平成 30 年 7 月 25 日に、望まない受動喫煙の防止を目的とする「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）が公布され、その概要については「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（平成 30 年 8 月 9 日付け 30 初健食第 18 号 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知）で通知したところですが、この度、平成 31 年 2 月 22 日付け健発 0222 第 6 号で厚生労働省健康局長から、別紙のとおり改正法の施行について通知がありました。

学校における受動喫煙対策については、これまでも「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について（通知）」（平成 22 年 3 月 12 日付け 21 ス学健第 33 号 文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、同省スポーツ・青少年局企画・体育課長、同局学校健康教育課長及び文化庁文化庁文化芸術文化課長連名通知）等において全面禁煙を含め適切な措置を講じるようお願いしてきているところであり、平成 29 年度受動喫煙防止対策実施状況調査の結果（平成 30 年 3 月 29 日公表）のとおり、敷地内の全面禁煙措置を講じている学校の割合が増加するなど、学校における受動喫煙対策は一定程度進んできているところです。

改正法では、学校を含む第一種施設に特定屋外喫煙場所を設置できることとされているものの、

第一種施設は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者（子どもなど20歳未満の者、患者等）が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、改正法は受動喫煙対策を一層推進する趣旨のものです。

ついては、第一種施設の施行期日が平成31年7月1日であることから、改正法の施行に関し公布された、「健康増進法施行令の一部を改正する政令」（平成31年政令第27号）等の関係政省令・告示の主な内容及び施行に係る留意点等について、別添の都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て平成31年2月22日付け健発0222第1号厚生労働省健康局長通知「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）」の趣旨を踏まえつつ、学校における受動喫煙対策がより一層図られるようお願いします。

なお、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、各国公立大学法人担当課、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課、文部科学大臣所轄各学校法人担当課及び大学を設置する各学校設置会社担当課においてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課においては所管の学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、周知されるようお願いします。

（参考URL）

- ・「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（平成30年8月9日付け30初健食第18号）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1414427.htm
- ・「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について（通知）」（平成22年3月12日付け21ス学健第33号）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1414426.htm
- ・平成29年度学校における受動喫煙防止対策実施状況調査（平成30年3月29日公表）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1402885.htm

【本件照会先】

（本通知全般について）

○初等中等教育局

健康教育・食育課がん教育推進係

03-5253-4111（内線2918）

（専修学校・各種学校について）

○総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

03-5253-4111（内線2939）

（大学・高等専門学校について）

○高等教育局

高等教育企画課法規係

03-5253-4111（内線2482）

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ ※2】	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店		原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 でのみ喫煙可)	
		既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下 ※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可	

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線部の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、受動喫煙対策法案の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。

【現状】



○受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明らかでないため、
・非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまう
・喫煙者も、意図せずに受動喫煙をさせてしまうことが生じる。

【法施行後】

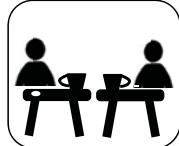
学校・病院・
児童福祉施設等

○敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】

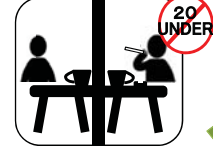
○屋内禁煙



○喫煙専用室設置(※)



○加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



掲示義務
室外への煙の流出防止措置

事務所・
飲食店等

【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】



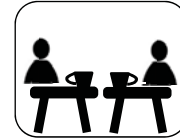
※全ての施設で、喫煙可能部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない



掲示義務

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

○屋内禁煙



法施行後、既存の経営規模の小さい飲食店が経営判断に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施
また、新たに開設する店舗が段階的に増加

屋外や家庭等

○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

本法案における義務内容及び義務違反時の対応について

- 本法案においては、以下の義務を課すこととしている。
【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>

【全ての者】 ①喫煙禁止場所における喫煙	【管理権原者等】 ③喫煙器具、設備等の設置	【全ての者】 ②紛らわしい標識の掲示、 標識の汚損等	【管理権原者等】 ④20歳未満の者を喫煙室に 立ち入らせる
違反が発覚		※都道府県等に住民からの相談窓口を設置。	
管理権原者等が喫煙の中止等を求める			
改善が見られない場合 都道府県知事等に通報			
都道府県知事等が「指導」			
改善が見られない場合	改善が見られない場合 都道府県知事等が「勧告」		※ 違反があった際には、都道府県知事等の指導によって改善を図る。 (20歳未満の者が受動喫煙をしている場合に相談窓口で受付)
	and/or 改善が見られない場合 都道府県知事等が「公表」	改善が見られない場合	
都道府県知事等が「命令」			
改善が見られない場合			
「罰則の適用」(過料) ※都道府県知事等が地方裁判所に通知			

従業員に対する受動喫煙対策について

- 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

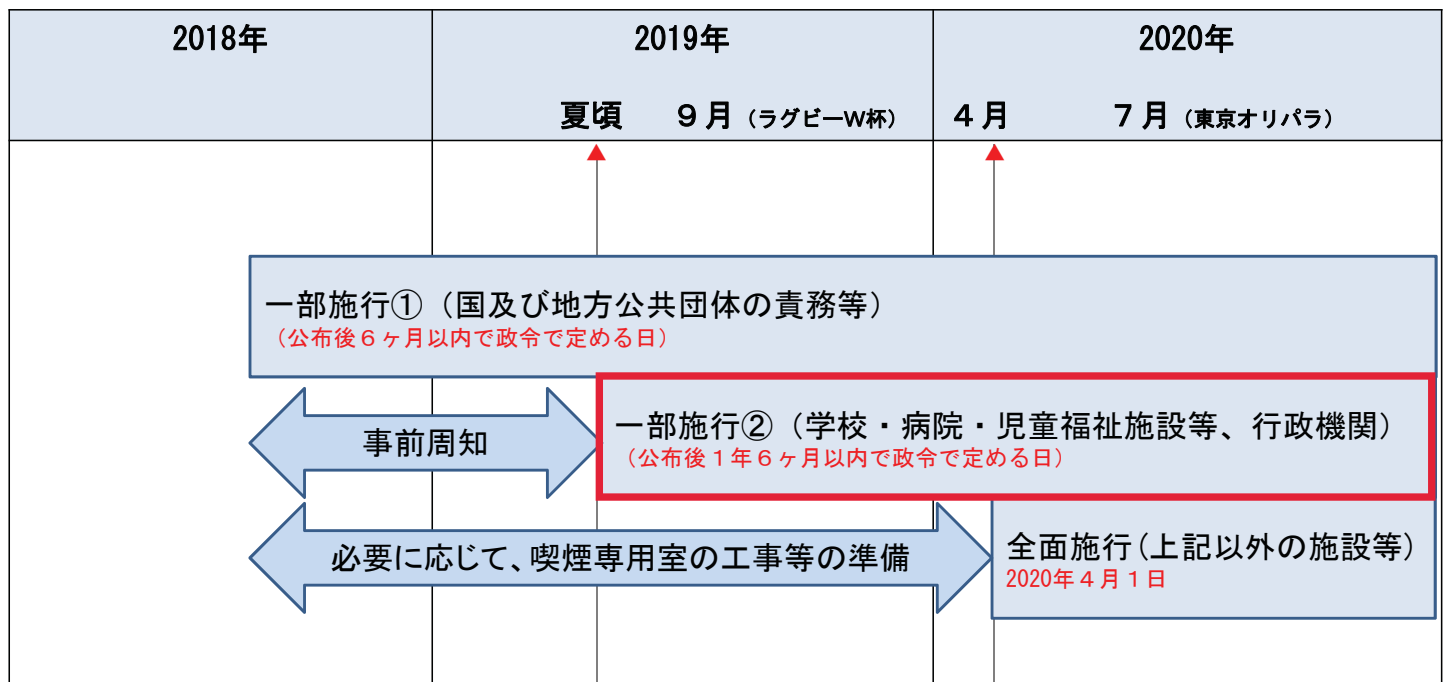
また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

（参考） ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

施行スケジュールについて

- 施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。



予算や税制措置も含めた総合的な取組を進める。

指定喫煙場所以外は禁煙🚭です。

2019年4月1日現在



- ◎ 指定喫煙場所は、図中 ● に示すとおりです。
- ◎ ● は、豊田講堂でのイベント開催時のみ使用可能。普段は灰皿等は設置していません。
- ◎ 指定喫煙場所には右図のような看板が設置してあります。
- ◎ 建物内および歩行喫煙は禁止です。
- ◎ 学内外問わず、マナーを守って喫煙してください。

